（別紙４）

令和　　年　　月　　日

宇都宮公共職業安定所長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校名

　　　　　　学校長名

職業安定法第27条の規定により、貴所の行う業務のうち下記の事項を当職において分担し、令和７年４月１日によりその業務を行うことについて、同意します。

記

１　求人の申込みを受理し、かつ、その受理した求人申込みを公共職業安定所に連絡すること。

ただし、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給の調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの公共職業安定所の受理・確認（確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。

２　求職の申込みを受理すること。

３　求職者を求人者に紹介すること。

４　職業指導を行うこと。

５　就職後の指導を行うこと。

６　公共職業能力開発施設（職業能力開発総合大学校を含む）への入所のあっせんを行うこと。